本資料のうち,枠囲みの内容は 他社の機密事項を含む可能性が あるため公開できません。

女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-エ-D-01-0007_改 0
提出年月日	2020年9月16日

# 基本設計方針に関する説明資料

# 【第24条 熱遮蔽材】

- ・先行審査プラントの記載との比較表
- ・要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

・各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2020年9月

# 東北電力株式会社

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし) :前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

#### 先行審査プラントの記載との比較表(原子炉本体の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/6/5版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		第2章 個別項目 1. 炉心等 なお,熱遮蔽材は設けない設計とする。 【24条1】	差異無し

- 1 -

#### 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第24条 熱遮蔽材】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)	
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	

【○○条○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1、の展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1) :前回提出時からの変更箇所

	安小手 えこの方に衣					
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	苯平砹 訂 刀 证 ( 刖 )	本平政司力可 (仮)	华文	柳竹青頬八	及び基本設計力量との対比	
(熱遮蔽材)						
第二十四条 放射線により	熱遮蔽材は設けない設計	熱遮蔽材は設けない設計	_	—	女川2号では,熱遮蔽材は施	原子炉本体
材料が著しく劣化するおそ	とする。	とする。			設しないため,除外する旨	1. 炉心等
れがある原子炉圧力容器に	【24条1】	① 【24条1】			を記載	
は、これを防止するため熱						
遮蔽材を施設しなければな						
らない。①						
2 前項の熱遮蔽材は、熱						
応力による変形により発電						
用原子炉の運転に支障を及						
ぼすことがないように施設						
しなければならない。①						
【解釈】						
1 第2項に規定する「支						
障を及ぼすことがない」と						
は、遮蔽材自身が発生する						
熱等による変形が原子炉圧						
力容器の内部構造物に過度						
の変形を及ぼすことのない						
ように熱遮蔽材の材料、構						
造及び取付方法等を考慮す						
ること。①						

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第24条 熱遮蔽材】

-:該当なし
:前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条文の設計の考え方

第	第24条(熱遮蔽材)						
1.	1. 技術基準の条文,解釈への適合性に関する考え方						
No.	基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類		
1	熱遮蔽材の施設	<ul><li>熱遮蔽材は施設しない旨を記載し</li><li>1</li><li>ている。</li><li>2</li></ul>		1	—		
2.	2. 設置許可本文のうち,基本設計方針に記載しないことの考え方						
No.	項目	考え方			添付書類		
	なし						
3.	3. 設置許可添八のうち,基本設計方針に記載しないことの考え方						
No.	項目	考え方			添付書類		
	なし						
4.	4. 詳細な検討が必要な事項						
No.	o. 書類名						
а	a 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書						